**【 講演資料 】**

**損保９条の会・生保９条の会合同講演会講演資料　　2023.10.21. 　渡辺治**

**（ 資料１ ） ２０１８年３月２５日自民党大会に向けまとめられた改憲４項目案**

 **[９条]**

（第９条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。

２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。）

　**９条の２**　前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる[内閣総理大臣](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%86%85%E9%96%A3%E7%B7%8F%E7%90%86%E5%A4%A7%E8%87%A3.html)を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

（２）自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

**[緊急事態条項]**

　**６４条の２**　大地震その他の異常かつ大規模な災害により、[衆議院議員](http://www.asahi.com/topics/word/%E8%A1%86%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%AD%B0%E5%93%A1.html)の総選挙又（また）は[参議院議員](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%AD%B0%E5%93%A1.html)の[通常選挙](http://www.asahi.com/topics/word/%E9%80%9A%E5%B8%B8%E9%81%B8%E6%8C%99.html)の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

　**７３条の２**　大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

　（２）内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

**[合区解消]**

　**４７条**　両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。[参議院議員](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%AD%B0%E5%93%A1.html)の全部又は一部の選挙について、広域の[地方公共団体](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%A3%E4%BD%93.html)のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。

　（２）前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

**９２条**　[地方公共団体](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%A3%E4%BD%93.html)は、基礎的な[地方公共団体](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%A3%E4%BD%93.html)及びこれを包括する広域の[地方公共団体](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%A3%E4%BD%93.html)とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、[地方自治](http://www.asahi.com/topics/word/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E8%87%AA%E6%B2%BB.html)の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

**[教育]**

　**２６条**（３）　国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓（ひら）く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

**（　資料２　）　　日米共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」（2021年4月16日）**

日米同盟は揺るぎないものであり、日米両国は、地域の課題に対処する備えがかつてなくできている。①日米同盟は、普遍的価値及び共通の原則に対するコミットメントに基づく自由で開かれたインド太平洋そして包摂的な経済的繁栄の推進という共通のビジョンを推進する。

日米両国は、主権及び領土一体性を尊重するとともに、平和的な紛争解決及び威圧への反対にコミットしている。日米両国は、国連海洋法条約に記されている航行及び上空飛行の自由を含む、海洋における共通の規範を推進する。（以下略）

④日本は同盟及び地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力を強化することを決意した。米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎない支持を改めて表明した。

米国はまた、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを再確認した。日米両国は共に、尖閣諸島に対する日本の施政を損おうとするいかなる一方的な行動にも反対する。
　日米両国は、困難を増す安全保障環境に即して、抑止力及び対処力を強化すること、サイバー及び宇宙を含む全ての領域を横断する防衛協力を深化させること、そして、拡大抑止を強化することにコミットした。

日米両国はまた、より緊密な防衛協力の基礎的な要素である、両国間のサイバーセキュリティ及び情報保全強化並びに両国の技術的優位を守ることの重要性を強調した。

⑤日米両国は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設、馬毛島における空母艦載機着陸訓練施設、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に関する現行の取決めを実施することに引き続きコミットしている。（以下略）

②菅総理とバイデン大統領は、インド太平洋地域及び世界の平和と繁栄に対する中国の行動の影響について意見交換するとともに、経済的なもの及び他の方法による威圧の行使を含む、ルールに基づく国際秩序に合致しない中国の行動について懸念を共有した。

日米両国は、普遍的価値及び共通の原則に基づき、引き続き連携していく。

日米両国はまた、地域の平和及び安定を維持するための抑止の重要性も認識する。

日米両国は、東シナ海におけるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対する。

日米両国は、南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張及び活動への反対を改めて表明するとともに、国際法により律せられ、国連海洋法条約に合致した形で航行及び上空飛行の自由が保証される、自由で開かれた南シナ海における強固な共通の利益を再確認した。

③日米両国は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促す。（以下略）

**（　資料３　）　日中共同声明、日中平和友好条約**

**１　日中共同声明　1972年**

３　中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

６　日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。
　両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

**２　日中平和友好条約　1978年**

第１条

１　両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。

２　両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

**（　資料４　）福　田ドクトリン**

（１）日本は平和に徹し軍事大国にならないことを決意しており、ASEANひいては世界の平和と繁栄に貢献する。

（２）日本はASEANの国々との間に、政治、経済のみならず社会、文化など広範な分野において、真の友人として「心と心の触れあう」相互信頼関係を構築する。

（３）日本とASEANは対等なパートナーであり、日本はASEANおよびその加盟国の連帯と強靭性強化に協力し、インドシナ諸国との間には相互理解に基づく関係の醸成をはかり、もって東南アジア全域にわたる平和と繁栄の構築に寄与する。

**（ 資料５ ） 岸田政権の軍拡に反対し憲法改悪を阻止する市民の総決起の秋を創ろう！**

2023.08.03.「九条の会」事務局

６月21日に閉会した第211通常国会では、「安保3文書」の実行を狙って大軍拡予算とともに軍需産業育成法・軍拡財源法など多くの悪法が成立しただけでなく、憲法審査会を中心に与党と、維新の会、国民民主党などによる改憲の企てが急速に進行しました。岸田文雄首相は、国会閉会後の記者会見で、自らの自民党総裁としての「任期において憲法を改正する努力をする」と、来年9月までの改憲に強い意欲を示しました。岸田首相は、政権延命のため今秋にも解散を狙っていますが、解散・総選挙の結果次第で維新の会が野党第１党になるようなことがあれば、軍拡や改憲の企てが国会において立憲主義を蹂躙して進行する危険があります。

いま、私たちは、文字通り軍拡と改憲の戦争する国か、憲法の人権と民主主義が活かされる平和な国かの岐路に立っています。

こうした岸田政権の企てを阻止するには、少なくとも首相の公言する来年秋までの改憲を挫折に追い込むまで、この秋から市民が総決起することが必要です。

そのため、九条の会は、首都圏の会を中心に実行委員会を組織し、来る10月5日（木）の夜に「なかのＺＥＲＯ」大ホールで「九条の会大集会―大軍拡反対！憲法改悪を止めよう！」を開催することにしました。「戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会」と「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」にも協賛をお願いし引き受けていただきました。

そして、この集会をステップにして、11月3日の憲法公布記念日を挟む11月を「軍拡反対、岸田改憲阻止の総行動月間」とし、全国各地の九条の会の皆さんや改憲に反対する市民の皆さんが大軍拡と改憲に反対する多様な行動に立ち上がるよう訴えるものです。

今、私たちの周りには困難があります。この間の国政選挙で、改憲勢力は衆参両院とも３分の2を超えています。野党共闘も困難にさしかかっています。しかし、振り返ってみましょう。小泉政権が改憲を提起したとき、衆参両院では改憲に好意的な勢力は3分の2を超えていました。けれども、04年6月に9人の呼びかけにより九条の会の結成が呼びかけられ全国各地に九条の会が続々結成され改憲反対の声が沸き起こる中、世論は大きく変化し、改憲の企図は挫折に追い込まれました。2017年に安倍首相が改憲を提起した時も衆参両院では改憲勢力が3分の2を超えていましたが、「市民と野党の共闘」の頑張りに励まされ、憲法審査会でも立憲野党が頑張って安倍改憲を挫折に追い込んだのです。

改憲勢力もたくさんの矛盾を抱えています。私たちが立ち上がれば、改憲は必ず阻止することができます。

全国の九条の会の皆さん、そして改憲に反対する市民の皆さんに、改めて訴えます。この秋、大軍拡に反対し憲法改悪を阻止するため、声を上げ、立ち上がりましょう。10月5日、大集会に集いましょう。そして11月には全国各地、津々浦々から創意を凝らして行動を起こしましょう。